

議案第 2 5 号

土地の取得について

都市公園用地取得事業用地の取得について、次のように仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

平成 2 0 年 9 月 5 日提出

市川市長 千 葉 光 行

記

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 所 在 | 市川市広尾 2 丁目 3 6 番の一部 |
| 2 | 面 積 | 3 3 , 7 9 8 . 0 4 平方メートル |
| 3 | 契 約 金 額 | 3 , 9 1 8 , 6 3 6 , 8 3 4 円 |
| 4 | 契 約 相 手 方 | 市川市東菅野 2 丁目 2 3 番 1 号
市川市土地開発公社
理事長 中野克之 |

理 由

既定予算に基づく、都市公園用地取得事業用地の取得について、相手方と売買仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により提案するものである。

議案第 2 5 号 参 考

土 地 売 買 仮 契 約 書

市川市土地開発公社（以下「甲」という。）と市川市（以下「乙」という。）とは、甲の所有する土地を乙の都市公園用地に供するため、次の条項により土地売買仮契約を締結する。

（ 契 約 の 主 旨 ）

第 1 条 甲は、末尾記載の土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

（ 売 買 代 金 ）

第 2 条 売買代金は、金 3 , 9 1 8 , 6 3 6 , 8 3 4 円とする。

（ 借 入 利 息 ）

第 3 条 甲がこの土地を取得するために金融機関から借り入れた金員に対して生ずる借入利息は、前条の代金の支払が完了するまで乙が負担するものとする。

（ 所 有 権 の 移 転 ）

第 4 条 甲は、契約に係る議案が市川市議会の可決を得、この仮契約書が本契約書としての効力を生じた後速やかに、乙名義で所有権移転登記手続きをするものとする。

2 乙は、前項の登記の手続きに必要な書類等、その他甲が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく甲に提出するものとする。

（ 売 買 代 金 等 の 支 払 ）

第 5 条 乙は、第 2 条の売買代金及び第 3 条の借入利息を、前条第 1 項の登記の完了確認後、甲に対し支払うものとする。

(土地の引渡し)

第 6 条 甲は、前条の支払確認後、直ちにこの土地を引き渡すものとする。

(瑕疵担保)

第 7 条 乙は、この土地について前条に定める土地の引渡しを受けた後、これに隠れた瑕疵を発見したときは、甲に対しその賠償を請求できる。

(契約外事項)

第 8 条 この契約に定めのない事項、その他疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

この仮契約書は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により市川市議会の可決を得たとき、当然に本契約書としての効力を生ずるものとする。

平成 2 0 年 8 月 1 9 日

市川市東菅野 2 丁目 2 3 番 1 号
甲 市川市土地開発公社
理 事 長 中 野 克 之

市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号
乙 市川市
代表者 市長 千葉 光 行

○土地の表示

市 川 市 広 尾 二 丁 目		
地 番	地 目	地 積 (実測)
3 6 番の内	宅 地	3 3 , 7 9 8 . 0 4 m ²
以	下 余	白

○売買代金

用地費 3 , 9 1 8 , 6 3 6 , 8 3 4 円

○売買代金支払表

	支 払 期 限	金 額
第 1 回	平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日	3 , 9 1 8 , 6 3 6 , 8 3 4 円
合 計		3 , 9 1 8 , 6 3 6 , 8 3 4 円

位置図



議案第25号参考図その2

(公図写し)

江 戸 川 区

広尾2丁目36番の一部 33,798.04m²

